○農林水産省告示第千三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市山内町大字犬走字中郷四四二九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字下野字一本杉一乙六の一、乙六の三、乙七の一、乙七の二、乙八、乙九、乙一一の一、乙一一の二、乙一二、乙一三の一から乙一三の七まで、乙一三の九、乙一四の一、乙一四の二、乙一五の一、乙一五の二、乙一六、乙一七、乙一九から乙二四まで、乙二五の一から乙二五の三まで、乙二八、乙二九の一、乙二九の二、乙三〇から乙三三まで、乙三四の一、乙四二の一から乙四二の三まで、乙四三の一から乙四三の三まで、乙四四、乙一二七の三、乙一三九、乙一四七の一、乙一四七の二、乙一四八の一、乙一五四の一、乙一六一、乙一六七の一、乙一六八、乙一七〇、乙一七一、乙一七三、乙一七六の一、乙一七六の二、乙一七六の四から乙一七六の六まで、乙一七八、乙一八四の二、乙一九六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福島県伊達市霊山町上小国字小瀧一一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字大倉字唐沢山一三三〇の一から一三三〇の一〇まで、一三三〇の一二から一三三〇の二五まで、一三五八の一、一三五八の四から一三五八の一一まで、字余名沢入一三八六の四一から一三八六の四三まで、一三八六の五一から一三八六の九三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市新里町甲一一九四、一一九六、字鞍掛一一九三、一一九五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新里町甲一一九四・字鞍掛一一九三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市久野字小棚一三四三の一、一三四三の二、一三四四の二、一三四五の一、一三六八の一、一三六八の二、一三六九の一から一三六九の四まで、一三七一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福井県大野市上大納三九字池ケ平一の一から一の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

三九字池ケ平一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）